

末柄 豊

はじめに

東京大学史料編纂所蔵『口宣繪旨院宣御教書案』一冊は、万治三年（二六六〇）に参議兼左大弁中御門資熙が「官庫」つまり禁裏文庫にあつた文書百通余を書写して一冊にまとめたものである。同書は、同四年の大火で禁裏文庫が大きな打撃をうける直前に作成されたものであり、この時期、禁裏文庫において、中世以来の文書がどのようなかたちで収蔵されていたかを考えるうえで、重要な手がかりになることは以前に述べたところである。^①

同書収載文書のうち一部は、すでに『大日本史料』に収録されており、未収録の文書の一部も、いくつかの研究論文において利用されている。^②さらに、伊勢智積御厨に関する文書は、『四日市市史』第七卷、史料編古代・中世（同市、一九九一年）に収められている。従来、少なからず活用されてきた史料だといつてもよい。

しかしながら、そこに載せられている個々の文書の来歴、すなわち、なぜ、そしてどのような形態でもって禁裏文庫に存在していたのか、といった点まで考

慮しようとする、同書の全体を見通しておくことが必要になってくる。そこで、今回、その全体を紹介し、載せられている文書の性格について簡単な検討を試みることにしたい。このような検討をおこなうことは、江戸時代前期の禁裏文庫には、どのような中世以来の文書が収蔵されてあつたかという問題をさぐることにつながっていく。いいかえれば、現在京都御所東山御文庫に収蔵されている少なからぬ文書を中核とする禁裏文書について、かつての総体の復元に向けた研究の一環としても位置づけられるのである。

一 書誌

まずは同書の書誌を記しておこう。

口宣繪旨院宣御教書案（四二七一・六八一） 一冊

万治三年（二六六〇）中御門資熙写。袋綴冊子、四ツ目綴。縦二六・六糎、横二〇・六糎。史料編纂所後補茶色染紙表紙、左上貼題簽「口宣繪旨院宣御教書案」、外題「濃茶色染紙原表紙、左上朱打付書「口宣繪旨院宣御教書案」、外題右「口宣 繪旨／院宣 御教書／奥書」。本文料紙楮紙、全六一丁。第二丁

表左上扉題「口宣諭旨院宣御教書案」。原表紙見返し朱陽刻単郭方印「東京帝国大学図書印」、第一丁表右上朱陽刻単郭長方印「(参次)三上教授在職二十五年祝賀記念奨学資金購入図書之記」、同右下朱陽刻単郭方印「東京帝国大学文学部史料編纂掛」、第二丁裏中央朱陽刻単郭方印「史料編纂所図書之印」、第三丁表右上朱陰刻単郭長方印「柳原庫」、同右下朱陽刻単郭方印「中御門藏書」、同下朱陰刻単郭丸印「資熙」。第三丁表の「中御門藏書」および「資熙」の両印は、それぞれ墨線二本により抹消せらる。第六一丁裏左下朱陽刻単郭方印「中御門藏書」。原裏表紙見返し(本紙共紙)奥書「右、在官庫御記管底、一二枚／或四五枚為一結、申出令書写／加校合、而為便披見、予成一／策了、朱書資熙所加也、墨付五十八枚／万治三年二月十四日 参議左大弁資熙(中御門)、参議の右傍に朱陽刻単郭長方印「中御門」、資熙の文字に重ねて朱陽刻複郭方印「資熙」。同伝領奥書「明和六年五月廿一日、有子細方、／中御門新中納言(柳原)俊臣卿、請讓了、頭左中弁紀光」。奥書の下方に貼付されたるラベルに「東京帝国大学附属図書館／大正十二年三月廿七日」のゴム印あり。

奥書によれば、万治三年二月十四日、中御門資熙が禁裏文庫にあった「御記管」のなかに一、二枚あるいは四、五枚(註)ごとにまとめられてあつた文書を借り受けて書写し、校正をおこなつたうえで、披見の便をはかるために冊子装に仕立てたものであることがわかる。朱書は、資熙が新たに加えた注記だという。同書が資熙の書写にかかるものであることは、印記の点からも明白である。

資熙は本書に「口宣諭旨院宣御教書案」という書名を付したが、外題の右傍に記したとおり、「奥書」も収載している。さらに、口宣および口宣案、諭旨、院宣、將軍御判御教書や管領奉書のほかに、女房奉書、散状、申状や讓状、守護遵行状なども収めている。それでも、収録文書の中心は「口宣諭旨院宣御教書案」であり、書名は内容をよく表しているといつてよい。

また、あわせて参看すべき本に、宮内庁書陵部所蔵桂宮本『諭旨口宣院宣等』二冊(四五七―一〇九)のうちの第一冊がある。この本は、奥書等は載せていないが、筆跡・内容から推して、本書と兄弟関係にあると考えられる。すなわち、『口宣諭旨院宣等』にはあわせて六十九通の文書が収められるが、うち三十七通は本書に収載される文書と重なっている。そのうえ、この三十七通を書写したのには、筆跡が本書と同一であることから、中御門資熙だと知られる。一方、本書に見えない三十二通については、筆跡が資熙のそれとは異なっており、別人が書写したものだとは判断される。さらに、二つの筆跡が同一の丁のうち存在することはない。すなわち、『諭旨口宣院宣等』第一冊は、二人が分担して文書を書写したものを、あとからまとめて一冊に綴じたものなのである。

桂宮本の相当部分が本来は禁裏本の一部であつたことを想起するならば、資熙は後西天皇の命をうけて、文書を含めた禁裏文庫本の複本を作成していたのだと考えることができよう。つまり、資熙が天皇に提出したものが『諭旨口宣院宣等』第一冊の一部になり、自家用にいま一部作成しておいた写しをまとめたものが『口宣諭旨院宣御教書案』だったのである。

そして、書写から百年以上を経た明和六年(一七六九)五月二十一日、資熙の子孫たる中御門俊臣は、『口宣諭旨院宣御教書案』を柳原紀光に譲渡したのであつた。『続史愚抄』の著者として知られる紀光が諸家の記録を蒐集したことはよく知られているが、(註)宮内庁書陵部所蔵柳原本のなかにも『除日記(寛永五年)』(柳一六三二)や『叙位不審条々』(柳一六九六)など、印記によつて中御門家の旧蔵書だと知られるものがある。とくに『叙位不審条々』には、『口宣諭旨院宣御教書案』に捺されてあるのと同じ二種類の「資熙」印があり、いずれも墨線で抹消されている。(註)おそらく同じ時に俊臣から紀光に譲渡されたのであろう。

なお、柳原紀光は、『続史愚抄』の編纂に際して、本書を「口宣諭旨院宣御教

書案」の名前では利用していないけれども、康永三年（一三四四）七月二十七日（条にみえる「諸案」、延文元年（一三五六）二月十六日条にみえる「諸案文」、明応八年（一四九九）六月十三日条にみえる「官庫符案」の三点は、いずれも本書をさしている可能性がある。

二 収録文書① — 松木家の家伝文書 —

本書に収録されている文書は、断簡というべきものまで数えると、後掲の翻刻に付した番号のとおり、百八通にのぼる。ただし、一通は重複しているので（74と95）、百七通といったほうがよいだろう。京都御所東山御文庫所蔵『地下文書』について検討した際に明らかにしたとおり、禁裏文書の主要な部分は、応仁・文明の乱以後に朝廷に提起された訴訟に関連して蓄積された文書であり、正文のほか、案文（捲、書継案文）、土代などが混在していた。中御門資熙が書写した文書の親本の形態も同様であったに違いない。本書の収録文書を区分けしながら検討することで、この点について考えてみよう。

旧稿で触れたところであるが、3〜6の四通の親本は、薬師寺別当職をめぐって興福寺大乘院と同寺北戒壇院の権益の継承をめざした久我家とのあいだで展開された相論の関連文書であり、大永元年（一五二二）十一月十二日に前右大臣久我豊通が証拠文書として禁裏に提出した書継案文であったと考えられる⁽⁵⁾。大内氏歴代の任官・叙位にかかる口宣案十五通を書き上げた7〜21の親本も、おそらくは書継案文であり、大内義隆の官位任叙に関連して禁裏に提出されたものであるろう。

中御門家（資熙が属する勸修寺流の名家中御門家とは別の家である。頼宗公孫で、『中右記』の記主藤原宗忠の子孫にあたり、羽林家でありながら、参議のときに大弁を兼ねることを例とする家であった。松木の^{木のき}称号も併用し、後世にはそちらが一般的になるので、

以下、本稿では松木家と呼ぶことにする）による伊勢智積御厨の相伝に関する文書三十三通を書き上げた76〜108の親本も書継案文であり、76の右側に記された「智積証文案」の文字は、親本では端裏に書かれていたのではないかと推測される。ただし、この書継案文は、相論にともなって松木家から禁裏に提出されたものではなかった可能性が高い。

というのは、本書に収録されている文書のなかには、本来松木家に残されていたはずの文書だと判断されるものが多いからである。その経緯については今後検討がなされるべきであろうが（安土桃山時代から江戸時代前期にかけて、同家の当主に早世した者の多いことが関係あるのかも知れない）、松木家の家伝文書は、江戸時代前期に禁裏文庫に収められていたことが指摘できる⁽⁶⁾。具体的にみてみよう。

松木宗綱およびその子宗藤の昇叙に関わる22〜24の三通は、「口宣案」という端裏銘も写され、二通に朱書で「宿紙」という中御門資熙の注記があることからみて、その親本は口宣案の正文であったとみられる。口宣案とは、任叙にあずかった本人に手交するために作成された文書であるから、本来松木家に伝えられたはずの文書だということになる。

さらに、75の享徳元年（一四五二）十二月二十七日後花園天皇綸旨は、前夜に突如中風を発症し、この日急逝した松木宗継⁽⁷⁾に対して嫡子宗綱への家領・文書の譲与を安堵したものである。これも朱書で「宿紙」と注記されるうえ、奉者正親町西公澄の花押影まで写し取っており、親本は正文であった可能性がきわめて高い。いうまでもなく、家督の譲与を安堵した綸旨の正文は、本来松木家に残されていたはずである。

実は、75の正文は、宮内庁書陵部所蔵桂宮本『後花園天皇綸旨』（桂一―一四三）の二通目として現存している。桂宮本に含まれる中世文書が、禁裏文書のわかれであったことは、本報告書掲載の別稿「室町時代の禁裏本諸家系図に関する覚

「え書」において、『洞院実熙消息』（桂一二二八）に関して触れたところでもある。結局、75の正文は、万治三年には禁裏文庫のうちに残されていたのである。

また、26と35の口宣および論旨は、奉者名に省略がみられ、札銭に関する記述が存在するとともに、四月あるいは五月の文字が標目のように記されている。さらに、奉者はいずれも松木宗藤だと考えることができる。とすれば、この十通が写されている部分は、大永五年当時蔵人頭だった宗藤の符案を⁽⁸⁾書写したものとみてよいだろう。ただし、およそ五行の余白と丁替をはさんで連続していない部分があり、中闕があると判断される。末尾も、「論旨案」と記したあとに論旨を載せておらず、後闕になつていようだ。したがって、完存の本ではなく、断簡になつていたものを書写したと推測される。

つまり、宗藤の手になる符案の断簡が禁裏文庫に収められていたということである。符案は、発給に関与した文書の手控えであり、訴訟に際してそれ全体が禁裏に提出される類のものではない。したがって、本来松木家に伝来するはずの文書が禁裏文庫に存在していたのは、訴訟を契機としたものではなく、家伝文書が禁裏文庫に接収された結果だと判断されるのである。

このほか、46と50も松木家の所領に関する文書である。46「正和二年」十月五日伏見上皇院宣は、伊勢昼生荘内長野郷を中御門（松木）冬定に安堵したものであるが、そこに見える「先度勅裁」に相当すると思しき正和二年（一三三三）七月七日伏見上皇院宣の案文は、京都御所東山御文庫所蔵『諸家文書』のなかに見出すことができる（勅封二三五二一）。

伊勢国昼生下庄内長野郷事、根本為当家旧領之上、任尼尊妙永仁契状、早可令知行領掌給之由、院御気色所也、^(中御門)仍執達如件、

正和二年七月七日

^(中御門)為行

^(中御門冬定)頭右兵衛督殿

46と右の文書が本来一具であることは明白であろう。禁裏文庫の後裔である京都御所東山御文庫には、当然のことながら、本書に収録されている文書と関連の深い文書が残されており、あわせて見ていくことが必要なのである。『諸家文書』には、このほか昼生荘にかかわるものとして、康永三年三月九日伊勢守護仁木義長遵行状案（勅封三三五一三）、延文二年八月二十一日足利義詮御判御教書案（勅封三三五一五）の二通が見出される。いずれも、一紙に一通を載せる捲の形態をとっている、おそらく46の親本も同様の形態であつたらう。⁽⁹⁾

さて、先に76と108の親本となつた書継案文は相論にもなつて禁裏に提出されたものではなかつた可能性が高いと記した。しかしながら、この文書案が作成された契機は、やはり相論であつたに違いない。ただし、その訴訟は朝廷にではなく幕府に繫属されたと考えるべきだろう。これについては、新田一郎が紹介した東京大学法学部法制史資料室所蔵『古文書雑集』上所収寛正二年（一四六二）六月日松木宗綱家雑掌申状が参考になる。⁽¹⁰⁾

^(端裏書)「中御門中將家雑掌申状 寛正二九廿一、
自大上様被仰付之、」
^(松木宗綱)「日野重子」
中御門中將家雑掌謹言上

家領為伊勢国智積御厨内竹腰并百姓正賢等跡替地、遠江国小高御厨敷、不然者、尾張国野田御厨敷、両所内可進上事

右、当所者、為譜代之家領、相伝当知行之地也、爰公文竹腰向背本所敵対之間、^(足利義持)勝定院殿様御代、被処罪科、被下伯母大宮局令領知、其後本所一円知行、于今無相違者也、而竹腰子重久種々相歎之間、^(松木宗綱)故大納言令優免、相計口給田召仕之处、地下百姓孝本□致悪逆濫吹、依令蔑如本所、内々申其子細、加誅伐畢、為全所務、如此之儀為連綿者哉、就之、小笠原備前守号闕所掠給之条、不便至也、結句、竹腰於今者雖非其職、在々所々本所知行分押妨之段、迷惑何事如之哉、仍享徳元年十二月廿四日、^(密)嚴蜜雖被成両奉行奉

書、不及承引、懸命之地依有名無実、失拜趨奉公之要術、計会至極之上者、所詮、被下以前兩所内一所於彼方、智積關所分如元一円被返付、全知行、為奉畏入、粗言上如件、

寛正二年六月 日

この申状の端裏書は、將軍足利義政の生母日野重子の指示によって訴訟を受理した奉行人が加えた銘であるに違いない。この申状によれば、松木家相伝の家領であった伊勢智積御厨において、公文竹腰某は本所敵対の咎があり、足利義持のときに職を解かれて、宗綱の伯母大宮局に給与がなされたため、松木家の一円知行地になった。ただし、宗綱の父宗継は、竹腰の子重久の嘆願をゆるして莊務に關与することを認めた。そののち、百姓正賢が松木家の指示に従わなかったので誅伐を加えたところ、今度は小笠原持清が正賢の跡を關所地だと称して幕府から給与をうけた。持清は、改替された竹腰を後押しし、罪科人跡以外の部分まで押妨した。そのため享徳元年十二月二十四日に幕府奉行人連署奉書の発給をうけたが、押妨は一向にやまない。そこで、關所分の替地として、遠江小高御厨(81・83を参照)か尾張野田御厨(47・50を参照)のいずれかを提供するので、最要の所領たる智積御厨の一円化を認めてもらいたいというのである。

76〜108の書継案文に収められた文書のうち最も新しいものは、応永三十年(一四三三)十二月二十三日、関・長野の両名に対して、智積御厨の公文竹腰を追放し、下地を大宮局の雑掌に沙汰付けることを命じた、管領畠山満家の奉書である。だとすれば、右の申状にいう享徳元年の幕府奉行人連署奉書の発給をうけるために整えられた書継案文であった可能性が高い。⁽¹¹⁾それが訴訟後に戻されたか、あるいは提出に際して作成しておいた控えがそのまま松木家に残されていたのであろう。

ここまで、本来松木家に伝来するはずの文書が禁裏文庫に残されていたこと

をみてきた。禁裏文書の主要な部分が、応仁・文明の乱以後に朝廷に提起された訴訟に關連して蓄積されたものであるのは確かだが、厩大な分量を有する文書群であるだけに、その構成は多様にして複雑なのである。

三 収録文書② ― 後奈良天皇筆の奥書 ―

中御門資熙は、「口宣繪旨院宣御教書案」と外題を記したかたわらに、「口宣繪旨／院宣 御教書／奥書」と記している。つまり、外題に掲げられてある文書のほかに、「奥書」を収録したことについて、わざわざ銘記したのである。ここでいう奥書が、67〜73をさしているのは明白である。それでは、この七通はどのようなものなのだろうか。

先に触れた宮内庁書陵部所蔵桂宮本『繪旨口宣院宣等』第一冊もこの七通を収めているが、その劈頭には「後奈良院宸筆写之」と記されている。禁裏文庫本の複本の作成に従事していた中御門資熙は、後奈良天皇の筆跡を数多く目にしていたはずなので、この注記は信用に足るであろう。そして、67に記された永正元年(一五〇四)十二月十八日という年月日に注目すると、『二水記』の同日条につきのような記事を見出すことができる。

雨降、今日午一点於小御所一宮御方有御読書始有之、御童形、御師範清少納言宣賢着五位袍、^(清原)候御、孝経申之、自古文孝経至此道亡失迄也、申次頭弁賢房^(万里小路)朝臣、又於常御所有御祝、^(縁道)

念のために、『実隆公記』の同日条も見ておこう。

雨降、今日若宮御方御読書始也、清少納言宣賢^(清原)、^(衣冠、着)頭右中弁申沙汰之、^(不審)於小御所有此事、其次第可尋記、宣賢退出之次、称祝着之由来、及晚参内、今日之儀珍重之由申入了、暫於御前御言談、^(略)

この日、後柏原天皇の第一皇子知仁親王(のちの後奈良天皇、当時八歳)の読書

始があり、清原宣賢が師範として出仕し、孝経の訓みを受けたという。したがって、67は孝経の読みを受けた知仁親王が書いた「奥書」ということになる。

さらに、68以下も知仁親王の読書の進展を示すものであった。大学・論語・孟子については『実隆公記』に所見があり、古文尚書・春秋左氏伝については宣賢が知仁親王に伝授した旨を記した奥書を載せる本を見出せる。⁽¹²⁾ 結局、67〜73は、のちに後奈良天皇となる知仁親王の筆にかかり、清原宣賢から孝経以下の書籍の訓読を授けられた際に記した「奥書」であることが確認できた。

では、この「奥書」はどのような形態を持つものであったのだろうか。これを教えてくれるのは、『実隆公記』永正八年十一月五日条である。この日、清原宣賢はふたつの頼みごとをするため、三条西実隆の許を訪れた。すなわち、家領になつていた主水司領丹波水所保について、丹波守護代内藤貞正の一族と思われる同加賀守が代官職を執拗に望むので迷惑している。そこで、將軍の命令として制止をはかるべく、幕府に充てて天皇の女房奉書を出してもらおうと思つてゐる。ついでには、伝奏勸修寺政蹟に対して実隆から口添えをする手紙を書いて欲しいというのが一件目であった。実隆はすぐに手紙を書き与えた。そして、いまひとつの依頼が「奥書」に関するものであった。関係部分を引用しよう。⁽¹³⁾

陰、^(清原)宣賢朝臣来、^(知仁親王)兼又宮御方御読書^(論語可被終功)、御奥書事、可申沙汰之、^(後柏原天皇)当今御奥書両通令見之、何様可申入之由報了、同度々賞事一紙注申之、於此事者、只為私之意得也、不可及披露之由談之、為後鑑統之、御奥書又写之、

文明五年八月六日、小高檀紙一枚也、

受從三位宗賢^(清原)卿說畢、

勅筆、^(于時御童形、若宮御方)

古文孝経終其功者也、

文明六年十二月廿五日、受

從三位宗賢卿說畢、

論語一部終其功者也、

御読賞事

清原良枝

元亨三年二月廿五日、始而被聴内昇殿、依東宮侍読賞也、

清原良賢

永和四年三月二日、為学祿伊勢国黒部御厨被下之、

応永十五年九月十一日、被下和泉国勅旨田并召次給田訖、

清原業忠

嘉吉三年六月十七日、為同祿御劍銀、并端子・御盆等被下之、

清原宗賢

文明十年六月廿五日、^(勝仁親王)若宮有御読書、孟子一部令終其功御、被下御奥書

訖、兼又侍従事、以侍読賞御免之由被仰下、

宣賢は、実隆に対して、知仁親王の読書における「御奥書」の「申沙汰」を依頼し、参考に資するため、後柏原天皇の「御奥書」二通を提示した。実隆は、なんとか申し入れてみようと答えている。宣賢は同時に、清原家の歴代が侍読の賞を蒙った前例を書き上げた一紙も持参したが、これは心覚えのため披露には及ばないと述べた。実隆はこれを受け取って日記に貼り継ぐとともに（写真で原本を確認すると、この一紙のみ宣賢の筆跡になっている）、二通の「御奥書」を写したのである。二通目に合点を懸けたのは、宣賢が求めていたのが論語の終功にともなう奥書だからであろう。

この二通は、勝仁親王（のちの後柏原天皇）が清原宗賢（宣賢の養父）から訓読を授けられた際の奥書だが、一通目の下方に「小高檀紙一枚也、勅筆」と注記

されており、親王自身の手で一紙に一通が書かれていたことがわかる。宣賢が所持していたことから、伝授を受けた親王が宗賢に対して付与したものと解されよう。はたして、侍読賞の注文には、宗賢が奥書を下されたと見えている。だとすれば、宣賢が実隆に依頼した「申沙汰」とは、親王から付与を受けられるように調整しておいて欲しいということなのであろう。

そして、一通目の奥書の文明五年（一四七三）八月六日という日付に注目すると、『親長卿記』の同日条に「つぎのような記事を見出すことができる。

晴、自長橋局被示送云、若宮御九歳、御方孝経今日被遊了、人々御礼可参云々、（四辻春子）
即参内、下姿、於宮御方寶子有一献、広橋大納言下姿、右衛門督下姿、源中納言直衣・民部卿同、俊量朝臣等祇候之時分也、即予参加、被下一盞、宮御方御酌也、祝着々々、（代々被遊御奥書被下御師範云々、其遊様注奥、

○中略

文明五年八月六日、

受従三位宗賢卿説畢、（清原）

古文孝経終功者也、

以宮御方御自筆被遊之、殊勝々々、

この日、勝仁親王の読書始があり、勾当内侍から近臣に招集がかけられ、酒宴が催された。その際、読書始に際して親王が師範の宗賢に与えるために自ら書いた「御奥書」を目にした親長は、その書様を日記に書き付けたのであった。

親長が目にした奥書こそ、宣賢が実隆の許に持参した奥書にほかなるまい。

以上の検討から、67～73の親本は、それぞれ一紙に三行で書かれた知仁親王自身の手になる文書であり、同時代から奥書と呼ばれていたことが明らかになった。後掲の翻刻では追い込んで表示したが、『口宣論旨院宣御教書案』原本では、いずれも年月日の下、および畢の文字の下で改行して三行書きになっている。

これらは、清原宣賢に手交するために作成されたもので、本来は清原家（江戸時代初期の当主秀賢以降は舟橋家を称する）に伝来したはずである。知仁親王が複本を作成して手許に留めたと仮定しても、それを七回も繰り返し返したとは思えない。清原家に伝来した奥書が、いつかの時点で禁裏文庫に収められたと考えるべきだろう。つまり、前章で見たのと同じように、禁裏文庫の文書のなかには、本来禁裏に伝来するはずではないものが、少なからず存在していたのである。

おわりに

東京大学史料編纂所蔵『口宣論旨院宣御教書案』は、江戸時代前期において禁裏文庫の収蔵文書を書写したものであり、禁裏文書がどのような特徴を備えているかを知るための重要な史料だといえる。ただし、この解題では、かつて東山御文庫所蔵『地下文書』に即して指摘した諸点とは異なる点、すなわち本来禁裏に伝来するはずでない文書が存在していることを強調したため、かなり偏った説明になってしまった。そのため、ぜひとも前稿をあわせて（参照願いたい。また、今回も簡単に触れるにとどめた宮内庁書陵部所蔵桂宮本『論旨口宣院宣等』や、特に触れることはしなかった宮内庁書陵部所蔵桂宮本『伊勢国智積御厨文書』（五〇三一―一五四）等をもあわせて、『口宣論旨院宣御教書案』とは共通していない収録文書を紹介するとともに、江戸時代前期における禁裏文庫の収蔵文書について重ねて検討をおこなうことは、今後の課題としたい。

ともあれ、『口宣論旨院宣御教書案』が今後一層活用されることを望んで、解題の稿を閉じることにする。

〔註〕

- （1）末柄豊校訂『京都府所蔵山地下文書（史料纂集古文書編）』（八木書店、二〇〇九年）の解題。
- （2）たとえば、永村眞「東大寺勸進所の創設と諸活動」（同『中世東大寺の組織と経営』

〔槁書房、一九八九年〕第二章第二節、初出は一九八〇年〕は41・43を、室山孝「中世加賀の律宗」ノート（加能史料編纂委員会編『加賀・能登 歴史の窓』〔石川史書刊行会、一九九九年〕所収）は56を利用している。

(3) 是沢恭三「柳原紀光の諸家記録探求に就て」『国史学』四五号、一九四二年。

(4) 宮内庁書陵部編『書陵部蔵書印譜（図書寮叢刊）』上（明治書院、一九九六年）の中御門家の項。

(5) 末柄豊「中世における薬師寺別当職の相承について」（勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政―戦国時代の寺院史料を読む―』（山川出版社、二〇〇四年）所収）の註三四。

(6) 松木家の家伝文書は、醍醐寺理性院を経て醍醐寺にも伝わっているが、これは歴代の理性院主が松木家に出自したこと関係があるに違いない。

(7) 『師郷記』享徳元年十二月二十七日、二十八日条。

(8) 符案については、科学研究費補助金研究成果報告書『室町・戦国期の符案に関する基礎的研究』（研究代表者末柄豊、二〇〇六年）を参照。

(9) 46の文書の正文は、静嘉堂文庫所蔵『古文書大鑑』（東京大学史料編纂所架蔵影写本『岩崎小弥太氏所蔵文書』二によった）に所収されて現存している。この手鑑に収められた文書は多様な出所を有しており、たとえば、明月記紙背文書が相剥ぎされたものや、伏見宮旧蔵文書などが見出される。さらに、禁裏文庫に由来することが明らかかな文書もある。具体的には、以下あげる洞院実熙・一条兼良（法名寛惠）・一条冬良の書状などがそれにあたる。

今夜節会治定候哉、就中、左幕可直任右相之由、其沙汰候歟、両府任時、上首凡人任内相、下臈撰臣任右相例、不能左右、是同時之儀、当職大臣無遇超越愁之儀歟、仍准彼例輒難横入歟、然而今度直任例、若准長徳元年御堂超師内大臣并建久九年六条相国超（藤原基実）後京極撰政任右例等歟、但件両府非幕下、又新任大臣非位次下臈之上者、事已雖相似、理猶乖今儀乎、爰応永十八年鷹司殿（定利義持）故右相超内相府右大臈、加上歟、雖勿論、彼内相謙讓之所存各別之次第、更難賀朝儀之準の歟、後輩又不可守其跡哉、然者、大略如無先規者歟、今度沙汰之次第、可為如何候哉、随而初任同年転任事、後中園左府（同九十二）同九十二転右（同九十二）・前右府（同九十二）同九十二転右（同九十二）、等例、不可求外候歟、次又未拝賀転任事、後常磐井右府貞治五八廿九転右、于時右大臣之後（信忠）外猶存例歟、弘可被尋哉、将右大将不及拝賀転左之例、蓋準把大炊御門前内府例

在近歟、是等次第遮而申上候、雖其恐候、可相似無理之所存歟之間、粗注進之、所詮、今度適以逢次第転任之節、尤可謂大幸歟、仍閑同官教輩・上首前職之例、不可勝計之上者、彼是間、朝儀無異越之様、被尽理窟者、云当時、云後規、可為政道者乎、以此等旨可令洩、奏達給候哉、謹言、
四月廿九日
（文安三年）
（中山定規）
尹大納言殿
（切封墨引）

侍從三位事、聊規模候歟、彼一流初度事候之間、不及是非候、被優明経御師範御沙汰之左右、可在、勅定候、就其乍次申入候、愚老出家事候之間、細々勅問可為如何候哉、被尋仰大臈・執柄以下内覧臣候者、可然存候、於天下重事者、出家之身預顧問候之条、存先規候之間、其時可致覚悟候、近日老耄候之間、定僻案事等可申入候歟、非無恐怖候、御免候者、可畏存候由、以御機嫌可令披露給候、謹言、
六月十三日
（文明十年）
（花押）
（兼良、法名寛惠）

丞相転任之事、就現任、以左府後關登庸候者、可畏存之由、内々可得奏達候也、
八月十日
（文明十九年）
勸修寺大納言殿
（敦考）
（花押）
（兼良）

だとすれば、この手鑑に収められた正文こそ46の親本であったかにも思われる。しかし、46には「正和二」という付年号があるのに、正文にはないことから推して、付年号が加えられた案文が親本であった可能性が高い。

(10) 新田一郎「東京大学法学部法制史資料室所蔵『古文書雑集 上』」（『国家学会雑誌』一一一巻九・一〇号、一九九八年）。

(11) 智積御厨をめぐる松木家と他勢力との相論は、この後も幕府の法廷において長く続いた。例えば、『大日本史料』応仁元年十二月二十一日第二条、文明十五年四月十一日条、同十八年七月十五日第二条などを参照。

(12) 『大日本史料』永正八年二月十九日第一条、同十三年六月二十三日条、同十六年六月二十日条を参照。

(13) 京都御所東山御文庫所蔵『女房奉書並古文孝経論語奥書写』(勅封二二〇一—二二〇一)

一)には、『実隆公記』の当該記事からの抄出が収められている。この史料は、折紙一紙からなり、片面に女房奉書を写し、その見返しに抄出を載せる。女房奉書を写した面の中央に墨線を引くことで二紙に見立て、本来二紙に書かれてあった散らし書きの女房奉書を、そのまま四分の一に縮めて模写する。江戸時代前期に一度に写されたもののようで、奥書に対する関心が高かったことがうかがえる。直接関係するものではないが、女房奉書の内容にも興味深いものがある。全体の釈文を掲げよう。

けさはくはしく申され候、まことに昨日のめてたさ、年始もすき候ほどに、しつかにそなど、おほしめして候へは、はやくと厳重に御まいり候て、よくそときとくにおほしめし候事にて候、さてはこの一卷の仮名つかひ、二所直され候、おくは本にも此分にて候ほどに、つめてになをさせられ候はんする、ちと御不審なから、あそはし候てうつくなく候、まつく此御書比類なき重宝、ことに文章さる事にて、まことにた、うちの物にては候はぬに、ねんころに申され候て、まいらせられ候へは、真実よろこひおほしめし候、心中おほせられ尽かたく候、ゆく未久しく親王の御心えにも御らんし候へきと、いまは覚え候までにて候、又銘の事、うすやうの表紙にはた、かき候か、みられ候物にて、申されことく、まつあそはして候、猶々この御書御秘蔵の事にて候、自愛さことのほなく候、かたくまいり候てこそと、よく申とて候、かしく、第四類句三十帖いたされ候、

〔御返事〕

〔奥紙奥書〕 たれにても御局へ、

〔大永四二十二〕 (以下見返)

〔後撰天皇〕

〔受従三位宗賢卿説畢、

古文孝経終其功者也、

文明六年十二月廿五日、受

従三位宗賢卿説畢、

論語一部終其功者也、

女房奉書写には「大永四二十二」という年月日を載せるが、『実隆公記』の同日条に
関連記事を見出すことができる。

十二日、丁未、晴、^略風雅仮名序宸筆銘事申入之、伏見院勅書一通令進上、叡感之^書女房奉書被染勅筆、所畏申也、^{補書}類句第四句卅冊被借下、

この記事と見合わせることで、先の女房奉書写は、まさしくこの時に後柏原天皇が実隆に与えた自筆の女房奉書を縮写したものだと思われる。したがって、『実隆公記』の抄出とあわせて、三条西家所蔵史料の抜書であつたとらえ得る。

なお、女房奉書にいう「昨日のめてたさ」とは、前日に將軍足利義晴が参内したとにかかり、実隆がこの日の朝に送った消息で慶賀の旨を言上したことに對し、天皇も非常に喜んでおられると仰じたものである。そして、女房奉書と『実隆公記』とを見合わせることで、以下のような事実が明らかになる。これよりさき、実隆は天皇に對して風雅和歌集仮名序一卷を書写することを依頼し、前月二十七日にこれを受け取っていた。この日、実隆は、重ねて外題を書き加えることを依頼するとともに、伏見天皇筆の書状一通を贈った。天皇は、その日のうちに、風雅和歌集仮名序に外題を書き加えるとともに、これを校正して二箇所を訂正し、うち一箇所は親本も誤っていたと指摘したうえで送り返してきた。そして、伏見天皇書状の贈呈を非常に喜び、内容の素晴らしさをたたえらるとともに、その子知仁親王にも伝えていきたいと述べた。さらに、実隆から貸与の依頼があつた新編和歌類句のうち第四句の分三十帖を送付したというわけである。なお、後柏原天皇が書写した風雅和歌集仮名序一卷は、この十二日後、実隆から若狭守護武田氏被官の栗屋元隆に贈られている。

〔凡例〕

- 一、文書には、排列に従つて一通毎に番号を付し、洋数字を以て冒頭に標示した。
- 一、漢字の字体は、常用字体を用い、異体字は原則として常用字体に改めた。
- 一、本文には、読点(、)および並列点(・)を適宜加えた。
- 一、抹消文字は、原則として左傍にミを付して表した。
- 一、朱書は、『』を以て括った。
- 一、原本の文字に置き換えるべきものには「」を、参考または説明のためのものには()を以て傍注を施した。
- 一、必要に応じて按文を付し、文頭に○を加えて本文と区別した。
- 一、丁替りは、各丁裏裏の終わりに「」を付して示し、その下に(同)のように標示した。

從五位上(大内)多々良義弘

宣任左京大夫、

藏人頭左大弁(坊城)藤原俊任奉

9 永徳二年十月十三日 宣旨
(裏松資康) 按察中納言

多々良義弘(大内)

宣令叙從四位下、

藏人左少弁(安曇院)平知輔奉

10 応永十三年十二月廿八日 宣旨
(忠定) 花山院大納言

從五位下多々良盛見(大内)

宣任周防守、

藏人右衛門佐(清閑寺)藤原家俊奉

11 永享六年十二月六日 宣旨
(広橋兼郷) 足利義教 日野中納言 善光院殿御執奏、

正五位下多々良持世(大内)

宣叙從四位下、

藏人左少弁(中御門)藤原明豊奉

12 嘉吉二年二月三日 宣旨
(時房) 万里小路大納言

從五位下多々良教弘(大内)

宣任左京大夫、

藏人權右中弁(坊城)藤原俊秀奉

〔17〕

13 文安六年五月廿六日 宣旨
(烏丸資任) 日野中納言

正五位下多々良教弘

宣叙從四位下、

藏人右少弁(日野)藤原勝光奉

14 文明六年十一月十三日 宣旨
(武者小路資世) 藤中納言

正五位下多々良政弘(大内)

宣叙從四位下、

藏人左少弁(勸修寺)藤原政顕奉

〔16〕

15 文明六年十一月十三日 宣旨
(武者小路資世) 藤中納言

新介多々良政弘(大内)

宣任左京大夫、

藏人左少弁(勸修寺)藤原政顕奉

〔17〕

16 永正五年十月十四日 宣旨
(元長) 甘露寺中納言

故從四位上多々良政弘(大内)

宣贈三位々記、

藏人右少弁(万里小路)藤原秀房奉

17 長享二年八月三日 宣旨
(三条西実隆) 侍從中納言

前左京大夫多々良政弘朝臣(大内)

宣還任、

〔17〕

〔17〕

〔17〕

藏人右少弁藤原賢房奉(万里小路)

18 上卿 勸修寺大納言(教秀)
長享二年二月十三日 宣旨(足利義尚)
常徳院殿御執奏、

多々良義興(大内)

宜任周防権介、

藏人右少弁藤原賢房奉(万里小路)

19 上卿 中御門中納言(宣秀)
永正五年八月一日 宣旨

正五位下多々良義興(大内)

宜令叙従四位下、

藏人頭左近衛中将藤原康親奉(権脱力)(中山)

20 上卿 甘露寺中納言(元長)
永正五年九月十四日 宣旨(足利義尹)
惠林院殿御執奏、為御入浴供奉實、御御沙汰在之、押領之、

従四位下多々良義興朝臣(大内)

宜叙従四位上、(合脱力)

藏人頭左近衛中将藤原康親奉(権脱力)(中山)

21 上卿 甘露寺中納言(元長)
永正九年三月廿六日 宣旨

従四位上多々良義興朝臣(大内)

宜叙従三位、

藏人左近衛権中将藤原実胤奉(頭脱)(正親町)

22 『宿紙』
口宣案(宣秀)

上卿 中御門中納言
永正十年十月十六日 宣旨

従五位上藤原宗藤(松木)

宜叙正五位下、

藏人右少弁藤原秀房奉(万里小路)

○約一行分、余白あり。

23 口宣案(三条西公条)

上卿 帥中納言
永正十三年二月九日 宣旨

正五位下藤原宗藤(松木)

宜叙従四位下、

藏人頭左中弁藤原伊長奉(甘露寺)

○約二行分、余白あり。

24 『宿紙』
口宣案(尚願)

上卿 勸修寺中納言
永正十五年八月廿四日 宣旨

正二位藤原朝臣(松木宗綱)

宜叙従一位、

藏人左少弁藤原資定奉(柳原)

○約一行分、余白あり。

25 永祿十一年十二月十七日 宣旨

従四位下藤原晴豊朝臣(勸修寺)

宜叙従四位上、

藏人左少弁藤原光宣奉(鳥丸)

○約二行分、余白あり。

26 大永五年二月四日 宣旨

法印宗承(東寺宝輪院)

宣任權僧正、

礼五十疋、

藏人頭左近衛權中将藤原宗一〔藤〕奉

27 大永五年二月十一日 宣旨

大法師祐助

宣任權律師、

藏人

奉

28 大永五年二月十三日 宣旨

權大僧都了運〔仁和寺善提院〕

宣叙法印、

藏人

奉

29 着香衣可令參 内給者、〔显出〕天氣如此、仍執達如件、

〔天永四年乙〕十二月廿八日

〔松本宗藤〕左中将判

礼錢二百疋、
奏者一疋、

養誓上人御房

〔B7〕

四月

30 大永五年四月十一日 宣旨

從五位下藤原孝綱

宣任左馬允、

藏人

31 大永五年四月十一日 宣旨

〔去年十二月十三日分、依所望遣之、〕

宮内丞藤原実綱

宣任美作守、

藏人

32 大永五年四月十一日 宣旨

左衛門尉源宗勝

宣任安芸守、

○約五行分、余白あり。

33 ○本文書、
前闕ならん、

權大僧都重慶

宣叙法印、

藏人

礼十疋、

34 大永五年五月十一日 宣旨

大法師宥昌

礼十疋、

宣任權律師、

藏人

35 着香衣可令參 内給者、〔显出〕天氣如此、仍執達如件、

〔天永五年〕五月廿六日

〔松本宗藤〕左中将〔花押影〕

光明寺美誓上人御房

礼錢百疋、廿

○約二行分、余白あり。

六月

〔B7〕

〔B7〕

〔B7〕

繪旨案

36 上卿
天正六年正月廿一日 宣旨

阿闍梨真盛

宜任権律師、

阿闍梨慶順

宜任権律師、

37 天正五年正月十五日 ○本文書、
後關ならん、

○約三分、余白あり。

○第十六丁裏、墨付なし。

38 周防国被付東大寺造営畢、存其旨、且可被国務者、依 天氣執達如件、

寛喜三年

三月廿八日

(行専)
莊嚴房律師御房

(兼室法實頼)
中宮亮在判

39 勅免之外所々者、早任先例可令致沙汰之由、可令下知給者、
院宣如此、仍執

達如件、

建曆元 順徳院

八月廿八日

(采西)
葉上房律師御房

(藤原光親カ)
權中納言在判

○了心の東大寺大勸進職在任は、建長三年から正嘉元年のことなり。

40 右、如東大寺大勸進了心僧都申状者、以 ○本文書、前
後關ならん、

41 東大寺勸進所申、周防国新立庄保国領事

〔157〕

大前新庄 大野本郡 上得村^{〔地〕} 東荷保

右四箇所、東大寺造営之間、先以返付国衙、塔・講堂・三面僧房已下所々土
木之勤、可被終早速之功者、天氣如此、仍執達如件、

貞永元年四月四日

(藤原兼高)
中宮大進在判

行勇僧都禪房

〔157〕

42 当国大野本郡事、具申入之處、早任貞永 繪旨、不可有相違之由、 院宣所
候也、仍執達如件、

八月廿六日

東大寺大勸進御房

(顯朝カ)
姉小路
權中納言在判

〔157〕

43 被 繪旨僞、東大寺勸進所申、周防国新立庄保事、富海・大前新庄・大野本
郡・吉^{〔郡〕}敷本郡・上得地・東荷、已上六箇所、東大寺造営之間、所被返付国衙
也、課無式之御願、有依請之 勅許、七重宝塔・三面僧房・大講堂已下所々、
相励土木之忠勤、宜終早速之殊功者、 繪旨如此、悉之、以状、

貞永元年七月三日

(藤原兼高)
中宮大進在判

行勇権僧都禪房

〔157〕

○經元卿御教書案、(天文二十二年)四月廿七日付のほぼ同文の繪旨案を載す。

44 東大寺大仏殿・同四面廻廊、^{〔既脱カ〕}及大破条、所嘆思食也、仍為修造勸進、祐全上
人下国云々、偏被抽奉加之懇志、^{〔者脱カ〕}尤可為報恩之別忠之旨、^{〔勅〕}天氣如此、仍執達
如件、

七月十七日

(四カ)廿七
七月十七日

(右少弁)經元カ
權左

今川治部大輔殿

武田大膳大夫殿
北条左京大夫殿

○約一行分、余白あり。

45 後深草院御月忌散状

公卿

京極前中納言

御布施取

知経朝臣

已上領状

遠衡朝臣

○約三行分、余白あり。

46 伊勢国昼生下庄内長野郷事、奏聞之處、任先度 勅裁、停止地下濫妨、可令

全知行給之由、院御氣色候也、仍執達如件、

十月五日

為行

謹上 前右兵衛督殿

○約五行分、余白あり。

47 尾張国野田御厨預所職事、去年重々被経御沙汰、可為領主進止之由、被仰按察

典侍局了、不可有相違之旨、被仰下候也、仍執達如件、

四月十四日

経季

中御門中將殿

○約二行分、余白あり。

48 康永三年七月廿七日

一、按察典侍局与覚勇相論野田御厨預所職事

人々申云、於下職者、先々不帶 勅裁之地、不可有上裁之由、雖被定其法、就歎申、可和睦之由、先度被仰之處、覚勇堅申子細之上者、可為領主進止之由、被仰之条、有何事哉、

参仕人々

左府

大藏卿

藤中納言

坊城前宰相

前平中納言

宣明

49 尾張国野田御厨預所職の事、宜為領主進止よし仰下され候、あなかしこく、

七月廿八日

経すゑ

按察典侍との御局へ

50 尾張国野田御厨前預所信宗濫妨事、奏聞候之處、事実者、不可然、早止其妨、

可令全所務給之由、院御氣色所候也、仍執達如件、

十月六日

経季

謹上 中御門中將殿

謹上 中御門中將殿

経季

51 本山并新熊野社檢校職事、重奏聞候之處、代々御相承之次第、被聞食披候了、

不可有相違之由、御氣色所候也、仍執達如件、

四月六日

経近

大納言法印御房

52 三山檢校職事、任良楡僧正讓、管領不可有相違之由、天氣所候也、仍言上

如件、(勸修寺) 經重誠恐頓首謹言、

永和二年二月卅日

謹上 (聖護院) 如意寺僧正御房
(道基ノ子道意)

右中弁判奉 (少)
(御記光巻) 宗頭敷

〔56〕

53 新熊野社檢校職事、不可離覺讚僧正門跡之条、治承以後度々、勅裁分明敷、仍

去年有其沙汰、被返付師跡之上者、任彼、聖斷、永代相承不可有相違之由、
天氣所候也、仍言上如件、(中御門) 宣明誠恐頓首謹言、

元弘元年八月十二日

進上 (道昭) 熊野山檢校僧正御房 政所

左少弁判奉 (御記光巻) 宣明

〔57〕

54 ○本文書、前文保之、綸旨者、被成後双林寺宮仁惠親王之勅裁也、更非常住院、
後闕ならん、聖護院之支証敷、其上、非永代之証文之条、無詮者也、自彼宮祖師贈一品入

道尊悟親王江御讓狀、同武家御消息案備右、子細為明鏡敷、

一、元弘之、綸旨者、新熊野檢校職之事也、更非三山檢校之証文者也、其上、不
可離覺讚僧正門跡云々、覺讚者南明院也、彼称号于今当門跡管領之師跡也、

更非常住院・聖護院之称号事如何、縱雖為常住院祖師、既永享以來彼師跡斷
絶也、今被付聖護院者、可為新例敷、殊、後醍醐院勅裁也、於事被行非常之

条、於彼、聖斷者、御当流不被用之云々、此儀宜為、公(公)家之御沙汰敷、其
上、当社事、元弘之後度々被付本山之職畢、先於当門跡者、觀心之比、贈

一品入道尊悟親王為兩社檢校、近年又聖護院滿意准后之例等也、於于今者、
付本山条、不及御沙汰者敷、

一、今度聖護院出帶之証文、雖似有数通、於常住院方之証文者、道昭・良瑜二
代之証文也、又於聖護院方者、滿意・道興二代惣安堵之証文也、於諸職者、

任補之時、一事可被申請之処、皆是以惣安堵之次授申、被書加之条、全非正

儀哉、

○約二行分、余白あり。

55 西塔北谷瑠璃堂領三条町敷地事、(南類、口東西三丈六尺、奥南北五丈) 当知行之旨、被聞食候了、殊
全領掌、弥可抽御祈禱精誠者、(享德三年、四年) 天氣如此、仍執達如件、
四月七日

左中弁資世 (武者小路)

西塔北谷衆徒中

○約四行分、余白あり。

56 上大光明寺并加州能美郡蓮台寺其外諸末寺領等事、(宿紙) 先年公武嚴密被經御沙
汰、(於彼僧者、永被放門徒了、然今致押妨之条、) 被成勅裁当知行之処、(太不可然言語道断次第也、) 又有押妨之族云々、
早退彼違乱、可被沙汰居上

大光明寺代官之由、(可被相触郡中者、如此、) 天氣所候也仍執達如件、

七月十五日

右中將 (花押影)

超勝寺

○約一行分、余白あり。

57 美濃国事、仰付頼康之由、被聞食之旨、(土岐) 天氣所候也、

六月

三宝院僧正御房 (光濟力)

58 抑濃州事、先日就被申、可書遣綸旨之由、仰職事了、(土岐) 頼雄一向無沙汰之上
者、不可及是非、(事) 候敷、且頼康又去々年忠功異他候、旁可得其便候乎、他事又

期參之時候也、

○約四行分、余白あり。

59 越前国三国湊田地等間事

副進

二通 綸旨案

右、当所田地者、為 日月蒼天毎日供御料所、異于他地也、然而帶 綸旨等、
代々知行無相違之処、近年当国住人堀江・桑山以下輩、号南都代、或為守護(被)
官人、上鍛權威、住宅当所無謂押妨之間、不全雜掌之所務、仍日次供御可奉闕(斯波義教)
怠之条、難堪次第也、所詮、於彼輩等者、速被停止地下違乱、可全所務之旨、
被成下 (後小松上皇)
院宣、為致知行(前)毎日供御無退転令勤仕、言上如件、

応永十九年十一月 日

60 内膳司領越前国三国湊廻船交易關所、当所住人深町・北村・嶋津一族等押妨事、
奉膳清茂狀(高橋)副具如此、子細見狀候歟、早退彼等違乱、可沙汰居雜掌於下地(前)由、
可被仰武家之旨、天氣(足利義滿)所候也、以此旨可令洩申給、仍言上如件、公公仲頼首誠(前)
恐謹言、

永徳元
五月十八日

左權中将公仲奉

進上 民部大輔殿

61 内膳司領越前国三国湊廻船交易關所、当所住人深町・嶋津一族等押妨事、公仲(裏辻)
朝臣奉書(西園寺)副具如此、子細見狀候歟、仍執達如件、

永徳一
五月廿二日

実俊

謹上 右大将殿

62 文のやうひろうして候、百さい寺一さいきやうしよしやの事、御心え候ぬ、ち
よくさいの事、頭弁(広橋守光)にそなたより、おほせられ候へく候よし、申せとて候、

○約四分、余白あり。

63 百済寺一切経焼失事、以十方之助成、可致沙汰之由、被聞食了、早遂其功、可
専俗縁者、天氣(平出)如此、仍状如件、

明応八年六月十三日
当寺衆徒中
百済寺衆徒御中

左中弁(備前紀光寺)
守光(守光)
廣橋守光

64 近江国(宿紙)神崎郡神郷内新定三味道場、号浄土院之由、聞食訖、諸人結縁、至未
来際、宜為令法久住之基者、天氣(平出)如此、仍執達如件、

大永五年四月廿五日

右中将(左)
花押影(松木宗藤)

65 宜奉祈着香衣仏法紹隆・宝祚延長者、依天氣(平出)執達如件、

元龜三年二月十五日

左中弁(備前紀光寺)
花押影(勸修寺晴豊)

○第三十四丁裏、墨付なし。

法林寺住持存着上人御房

66 御料所丹波国山国庄(枝郷)并細川等事、宇津右近大夫依致押領、先年被遂糺明、
既御直務之朱印如斯候、此時如先規速被申付者、可被思食(平出)神妙之由、天氣
所候也、仍執達如件、

天正十年九月十四日

左中將(中山慶親)
花押影

羽柴筑前守殿

羽柴筑前守殿

左中将慶親

67 永正元年十二月十八日、受宣賢(清原)説畢、孝経終其功者也、

68 永正八年三月廿六日、(清原)受宣賢朝臣説畢、大学終其功者也、

69 永正八年十月廿三日、受宣賢朝臣説畢、〔清原〕論語一部終其功者也、

康成元年七月卅日
修理權大夫在判
謹上 〔宗助〕 理性院僧正御房

70 永正九年十一月九日、受宣賢朝臣説畢、孟子一部終其功者也、〔清原〕

77 大日寺請文案
請申 理性院領伊勢国智積御厨所。職事〔務〕

71 永正十二年六月十九日、受宣賢朝臣説畢、毛詩一部終其功者也、〔清原〕

一、不謂每年損否御年貢參百貫文運上〔事脱〕
一、長日人夫老入可進沙汰事

72 永正十三年六月廿八日、〔六六〕受宣賢朝臣説畢、尚書一部終其功者也、〔清原〕

一、天下一同諸国大損亡之時者、申下上使可有下地内檢事
一、地下沙汰人以下被収公之時、名田并隱田以下興行時者、上使相共遂実檢、被

73 永正十六年二月廿日、〔六六〕受宣賢朝臣説畢、〔七〇〕左伝一部終其功者也、〔清原〕

成得分、且又可有寺小得分、檢断已下事出来之時者、被注進談合申、可被檢断事

74 本知行所々事、不可有相違之状如件、〔約四行分、余白あり。〕

一、若当住為時不住子細出来之時者、新命并老僧・知事等、可執沙汰事
右条々、背請文之旨、不儀子細有出来事者、雖為何時、可被召改所務職、其時不可申子細状如件、

応永卅一年十月廿八日
〔松木宗繼〕 中御門前右大弁宰相殿
御判〔足利義持〕

康成元年三月卅日
惣算判
大日寺知事判
今当住判

75 当家一流家領・文書以下、悉讓与侍従宗綱由、被聞食候了、不可有相違之旨、〔宿紙〕
〔平出〕 天氣所候也、仍言上〔前〕如件、

沙門前住拾算判

享徳元年十二月廿七日
〔正親町西公邊〕 右中將〔花押影〕

進上 〔松木宗繼〕 中御門大納言殿
○約三行分、余白あり。

智積証文案

76 伊勢国智積御厨事、大日寺前住并住持・寺僧等連暑請文奏聞之處、称当院領之上者、自今以後、弥於彼寺訴訟者、縱雖有申旨、永可被棄捐者也、此上者、令相伝領掌、可令抽御祈禱之〔前〕精誠給之由、〔平出〕新院御気色所候也、仍執啓如件、〔後田藏上皇〕

78 勢州智積御厨事、〔足利義滿〕故御所御時伺申候之處、大日寺称理性院領、出承諾請文候之上者、雖有数通之文書、非御沙汰之限、雖可被成返御教書、無後訴様後日可申越訴之由、被仰出候、但於彼正文者、〔仲光〕広橋故一位入道預置撰失候、此案文無相違之旨出状候間、則懸御目候了、御尋何事候哉、〔前〕恐々敬白、
〔宗永十七年力〕 八月廿四日
正者御寮
進之候、
故一位大納言 裏松 重光

79 智積御厨事、大日寺出請文之上者、非寺領之由、故御所御時落居了、委細存知事候、彼請文案文紛失子細、先度^{〔勅〕}以状申候、仍中御門今度^{〔松本宗量、子宗宣〕}拝領御教書にも、出請文之上者、停止彼寺訴訟之由、被書載之処、美濃入道又大日寺沙汰を披露候なる、希代事候、先日便宜候之間、是も此子細令申候、委細以面拝可申候、恐々敬白、

〔勅〕
應永十七年
十月二日

故一位大納言 裏松
重光

80 譲与

伊勢国智積御厨事

右御厨者、当家累代相伝之地也、然宗助為一期領主可知行之由、故中納言申置上者、就嫡家頭中将殿相副本^{〔松本宗量、子宗宣〕}勅文書所返渡実也、更不可有他妨之状如件、

〔勅〕
應永十二年十月一日

理性院
前大僧正宗助 在判

81 伊勢国智積御厨・遠江国小高下御厨内仏乗寺事、知行不可有相違者、^{〔勅〕}天氣如此、仍執達如件、

〔西大路隆仲〕
左中将在判

〔宗助〕
謹上 理性院法印御房

〔勅〕
貞治五年五月十四日

82 伊勢国智積御厨内庭田・小林等野・衣比原上下郷等、付惣御厨可令知行給者、天氣如此、仍執啓如件、

〔勅〕
延元々々年十月一日

〔松原紀光兼〕
〔宣明殿〕
〔中御門宣明〕
〔中御門宗兼〕
謹上 侍従宰相殿

83 遠江国小高御厨内仏乗寺・伊勢国智積御厨等、譲与小童黒房也、^{〔子理性院宗助〕}知行不可有相違、但一期之後者、可返渡于嫡流、更不可有依違之状如件、

〔勅〕
建武四年八月十一日

〔中御門冬定〕
正三位藤原在判

84 伊勢国智積御厨内苮生・森両郷事、領掌不可有相違之由、可被伝仰藤原氏武者、天氣如此、仍執達如件、

〔勅〕
嘉暦元年八月廿四日

〔松原紀光兼〕
〔資房〕
〔吉田資房〕
謹上 大藏卿殿

85 ちしやくのみくりやは、さうてんのところにて候、うりう・もり・にわた・こはやし四かうは、たうちきやうにて候、のこりのかうくおも、とり御さた候て、少将殿又いてきて候はむ人にも、御はからひ候て、わけてゆつらせおはし^{〔勅〕}まし候へく候、このうちりけうみやう・ねきみやうをは、ないしとの宮の御かたへ、御一このほど、ゆつりまいらせて候には、御はんをすゑられ候ぬれば、しさいあるましく候、うりう・もりのちよくさいにあつかり候しはしめより、もんしよともくしてまいらせ候し^{〔符〕}せ候しかとも、ことさらかやうにかきてまいらせ候、あなかしく、

〔勅〕
かりやく三ねん五月廿日

〔藤原氏女 御せん〕
判

86 伊勢国智積御厨内庭田・小林両郷事、停止地下濫妨、任先度綸旨、可令全所務給者、依天氣上啓如件、

〔勅〕
嘉暦三
五月廿九日

〔堀川 光繼〕
〔中御門宣明〕
〔中御門宗兼〕
宮内卿在判

謹上 新藤中納言殿

(中御門冬定)

87 伊勢国智積御厨内庭田・小林両郷事、室町三位乍申庭中、度々遁避記録所対決、剩不叙用 勅裁、押妨地下条、事実者、太不^(室行)可然、早止其妨、可全所務之由、可令伝仰藤原氏女給者、依天氣所候也、仍上啓如件、

謹上 藤中納言殿

(中御門冬定)

嘉曆三年六月十五日

堀川光繼
宮内卿在判

88 伊勢国智積御厨内瓜生・森両郷^(御事)、於元応二年之後沽却田者、任惣郷可令管領之旨、可被伝仰藤原氏女者、天氣如此、仍執啓如件、

謹上 大藏卿殿

(中御門冬定)

正中三年三月十二日

左大弁在判
吉田資房

89 伊勢国智積御厨内瓜生・森両郷、任入道公行卿元応・元亨兩通讓状、相伝知行之由、聞食了之旨、可令伝仰藤原氏女給者、天氣如此、仍上啓如件、

謹上 中御門前宰相殿

(冬定)

正中二年八月十三日

左少弁在判
万里小路

90 伊勢国智積庄内瓜生・森両郷事、奏聞之処、室町三位不叙用 勅裁之条、事実者、不可然、早止其妨、可全所務之由、可令伝仰藤原氏女給之旨、天氣所候也、仍上啓如件、

謹上 中御門前宰相殿

(冬定)

正中二年十月十一日

左少弁在判
万里小路

91 伊勢国瓜生・森両郷室町三位濫妨事、奏聞之処、事実者、太不可然、早止其妨、可全所務之由、可令伝仰藤原氏女給者、依天氣上啓如件、

謹上 藤中納言殿

(中御門冬定)

嘉曆三年六月十五日

堀川光繼
宮内卿在判

92 智積御くりやの事、中御門女房の分は、元応二年七月一日のゆつり状のおもむき、さうあるましく候、のちのせう文のため之^(室行)勅状如件、

元応三年四月 日

公行卿在判

93 伊勢国智積御厨郷々、入道公行卿子孫分附相伝事、去年七月一日讓状、奏聞返献之、面々讓与之趣、聞食了之由、可被伝仰藤原氏女^(御事)之旨、内々被仰下候也、謹言、

元亨元年四月廿四日

故洞院左大臣在判

94 讓渡 伊勢国智積御厨事

右、この所は、冷泉局文永の讓状に、一期の後は、故中将入道に讓へきよし、ねんころに^(御事)勅かきのするうへは、其次第子細あるへからざるに、早世のあひた、其子あくり御前に瓜生・もり二郷、三位には多ひはら二郷、大納言あさり了覚にはこはやし・には田二かう、かやうにわけて智行せらるへく候、いはねには、あさりとあくりとのふちにて候へし、かやうに申おくとほり、たれくもたかへらるへから^(御事)勅す、状如件、

元応二年七月一日

判(藤原公行)

○約五行分、余白あり。

95 本知行所々事、不可有相違之状如件、

応永卅一年十月廿八日

御判(足利義持)

中御門前右大弁宰相殿

〔57〕

96 伊勢国智積御厨事、於大日寺者、出請文之上者、所停止訴訟也、早任相伝領

掌不可有相違之状如件、

応永十八年八月廿四日

御判(足利義持
勝定院殿)

右大弁宰相殿

〔57〕

97 伊勢国智積御厨事、早任去月廿四日安堵、可被沙汰付右大弁宰相家雜掌之由、

所被仰下也、仍執達如件、

応永十八年九月四日

道端
沙弥(在判
島山滿家)

土岐左馬助入道殿

〔57〕

98 伊勢国智積御厨并中御門坊舎、可被致管領之由、可被仰下候也、恐々謹言、

応永五年
七月十一日

重光(裏松)

中御門中将殿

〔57〕

99 理性院僧正所領伊勢国智積御厨并別納事、未被渡之由、歎申候、〔57〕早々遵行候

者、可然候也、

明徳元年
十月十四日

御判(足利義満
鹿苑院殿内書)

〔57〕

仁木越後守殿(滿長)

100 理性院雜掌申、伊勢国智積御厨事、任度々御教書并御内書之旨、〔57〕沙汰付下地

於雜掌、可被執進請文之状如件、

明徳元年十一月八日

越後守(仁木滿長
在判)

工藤美作守殿(長野滿高之)

〔57〕

101 理性院僧正申、伊勢国智積御厨事、普代相伝地之處、依不慮之〔57〕儀、于今違

乱之由、被歎申候、不日可有遵行候、彼仁事、別而抽祈禱之懇誠之間、殊難

去候、以別儀急速可有其沙汰候也、

永徳一
十月十九日

御判(足利義満
鹿苑院殿内書)

土岐大膳大夫入道殿(頼康)

〔57〕

102 伊勢国智積御厨事、任被仰下之旨、可被沙汰付下地於理性院雜掌之状如件、

永徳三年四月廿六日

刑部大輔(土岐康行之
在判)

多治見参川守殿(道慈)

〔57〕

103 伊勢国智積御厨事、任被仰下之旨、可打渡下地於理性院雜掌之状如件、

永徳三年四月廿七日

参河守(多治見道慈
在判)

虫鹿次郎兵衛尉殿

104 理性院僧正雜掌申、伊勢国智積御厨事、早退押領人等、可被沙汰付〔57〕雜掌、更

不可有緩怠之状、依仰執達如件、

康曆元年十月十三日

(斯波義將)
左衛門佐在判

「土岐大膳大夫入道殿」
(頼康)
○醍醐寺文書六六
六号一に依り補ふ。

応永卅年十二月廿三日

(畠山滿家、法名道端)
沙弥在判

長野右京亮殿
(満高)

○約二行分、余白あり。

〔107〕

105 理性院僧正雜掌申、伊勢国智積御厨事、給旨・西園寺前右大臣家御消息等(副解状)如

此、早止軍勢等妨、沙汰(87)付雜掌、可被全所務、更不可有緩怠之状、依仰執
達如件、

永和二年五月十七日

(細川頼之)
武蔵守在判

細河四郎殿
(満之)

万治三年二月十四日

参議左大弁資熙(中御門)
(朱方印)

見、予成一策了、(朱書資熙所加也、墨付五十八枚)
右、在官庫御記管底、一二枚或四五枚為一結、申出令書写加校合、而為便披

頭左中弁紀光
(柳原)

〔107〕

106 伊勢国三重郡智積御厨本別(87)納・新別納・桜郷大蓮名事、任被仰下之旨、可

沙汰渡大官局雜掌之状如件、

応永廿五年十二月廿五日

(土岐持頼)
刑部少輔在判

赤堀兵庫入道殿

○第六十二丁裏、裏表紙裏面に貼付さる。

107 大官局雜掌申、伊勢国智積御厨(87)事、当知行雖無相違、代官不法之間、改易之

処、当所公文竹腰令同心先代官、致種々狼籍云々、甚不可然、早於彼輩者、追
放在所、至下地者、可被沙汰付本所雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永卅年十二月廿三日

道端
沙弥在判
(畠山滿家)

〔107〕

関左馬助殿
(持盛)

108 大官局雜掌申、伊勢国智積御厨事、当知行雖無相違、代官不法之間、改易之
処、当所公文竹腰令同心先代官、致種々狼籍云々、甚不可然、早於彼輩者、追
放在所、至下地者、可被沙汰付(87)本所雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件、